

令和2年3月23日

弘前ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
ガス料金等の特別措置について

弘前ガス株式会社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さまからお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

2. 特別措置の内容

2月、3月、4月検針分のガスまたは電気料金の支払期限を1か月間延長いたします。

5月検針分以降も引き続き継続いたします。

(継続終了の際は弊社ホームページにてお知らせいたします。)

以上

弘前ガス株式会社  
管理課  
担当：福土、對馬  
TEL:0172-27-9100